

CIRJE-J-284

プラグマティズムと制度経済学の可能性
－現代資本主義分析への適用－

柴田徳太郎
東京大学経済学研究科

2017年3月

CIRJE ディスカッションペーパーの多くは
以下のサイトから無料で入手可能です。
http://www.cirje.e.u-tokyo.ac.jp/research/03research02dp_j.html

このディスカッション・ペーパーは、内部での討論に資するための未定稿の段階にある論文草稿である。著者の承諾なしに引用・複写することは差し控えられたい。

Pragmatism and Institutional Economics Reinterpreted
– An application to the analysis of modern capitalism –

Abstract

The purpose of this paper is to reevaluate Pragmatism and Institutionalism as the tool of analysis of modern capitalism. In the first part, we propose a new human being model that we human beings depend on the custom and rearrange it. This new model is based on the theory of C. S. Peirce. In the second part, we argue that the transaction of incorporeal property and intangible property is the main cause of the financial business cycle and financial crisis. This argument is based on the theory of J. R. Commons.

プラグマティズムと制度経済学の可能性—現代資本主義分析への適用—*

柴田徳太郎[†]

2017年3月18日

はじめに

「現代資本主義論」という講義を20年近く担当してきた。その中で、どのような分析枠組みで論じればよいのか模索してきた。その過程で、プラグマティズムと制度経済学を現代資本主義分析に適用するという構想が浮かび上がってきた。講義担当を終了するに当たり、この構想について整理しておきたい。

第1節では、「慣習」に依存し「慣習」を組み替え「創発」する人間像について論じる。この節では、ヒュームの懐疑論と慣習論をパースのプラグマティズムがどのように乗り越えたのかを検討する。第2節では、「集合的思考習慣」であり「集合行為」である「制度」がどのように生成し、進化を遂げるのかを検討する。第3節ではコモンズの信用論、第4節ではコモンズの景気循環論、第5節ではコモンズの現代資本主義論を検討する。これらの議論を踏まえて、第6節では、プラグマティズムと制度経済学の現代資本主義分析への適用を試みる。

1. 慣習と制度¹

新古典派経済学的方法的個人主義に基づく合理的で利己的な経済人仮説を批判し、代替的な人間像を構築するためには、「制度」とは何か、「慣習」とは何かという問題を考えてみる必要がある。「制度」あるいは「慣習」に依存し、「制度」「慣習」を組み替え「創発」する人間像は有力な代替モデルだからである。「制度」とは「思考習慣」であると定義したのは、制度派経済学の創始者 T.ヴェブレンである。だが、彼は「制度」と「本能」の関係については詳細に論じたが、「制度」がどのようにして生まれ進化するのかについては詳しく論じていない²。この問題を掘り下げて詳しく論じたのはヴェブレンの後継者 J.R.コモンズであった。彼は制度の生成と進化に関する議論を展開する前提として、ヒュームとパースの慣習論の詳細な検討を行っている。そこで、この節では、コモンズが彼らの慣習論をどのように評価したのか、そして、どのように継承したのかを検討する。

* シンポジウム「プラグマティズムと制度経済学」における報告：東京大学経済学部第1教室、2017年3月18日午後2時より。

[†] 東京大学大学院経済学研究科・経済学部

¹ 第1節と第2節の元になった論文は、柴田[2012]である。

² ヴェブレンの制度進化論においては「本能」だけでなく「人間本性」（「知性」と「張り合い」）が制度の生成・進化に重要な役割を果たしているという主張が、新井田[2017]によってなされている。この主張は、ヴェブレンが能動的な人間観を持っており、コモンズの間観と類似性がある点に光を当てたものである。

1. 1. 合理性の限界と不確実性

方法的個人主義に基づく経済人仮説は、自分の効用を最大化しようとする合理的個人を前提とする。この経済人仮説に代替する人間像はどのようなものだろうか。

代替的な人間像を構築する際のキーワードは「合理性の限界」と「根源的不確実性」である。この2つの問題を近代において本格的に論じたのは、デイビッド・ヒュームであった。彼の議論を整理しておこう。

推論には、①論証（演繹）的推論と、②蓋然（帰納）的推論という2つの種類がある。この推論の本性について2つのことが言える。（ α ）人間の理性には限界があり可謬性がある。（ β ）自然の経過は変化しうる。将来は過去とは同じでない可能性があり、不確実である。以上の議論から次の2つの結論が導かれる。

①論証的推論の場合、規則は絶対で誤る可能性はない。しかし、その応用に際しては、他の様々な要因の混入によって、あるいは我々の心的能力の非恒常性によって、真理は頻繁に妨げられる可能性がある。その結果、絶対確実な知識は帰するところ蓋然的知識となり、ついには日常生活において使用される確証と同じ性質になる（Hume[1978]: 180–82）。②事実と存在に関する帰納的証明は蓋然的でしかありえない。帰納的証明は、未来が過去に合致するであろうという想定に基づいているからである。この想定も蓋然的にしか証明できない（Hume [1975]: 32–39）。

以上が、ヒュームの懐疑論、すなわち、人間の合理性の限界と根源的不確実性に関する議論の概要である。では、合理性の限界と根源的不確実性に直面する人間はどのように行動するのであろうか。過激な懐疑論者であれば判断停止に陥るであろう。だが、ヒュームはこうした立場には与しない。我々人間は呼吸し感じるのと同様に、判断するように自然によって定められているからである（Hume [1978]: 183）。では、判断の基準はどのように形成されるのか。過去が未来と類似すると想定し、類似的な結果を類似的な原因から期待するように我々を引き込むのが理性ではないとすると、その「秘密の力」は何なのか。答えは「慣習」である。

1. 2. ポパーのヒューム批判

では、慣習はどのように形成されるのか。経験の繰り返しから慣習が生まれるという単純な理解でよいのか。これはポパーが発した疑問であった。ポパーは次のようにヒュームを批判する。「帰納推理に対するヒュームの反駁は明確で、決定的なものだと思う。しかし、わたくしは、風俗や習慣によって帰納を説明しようとするかれの心理学的なやりかたについては、まったく不満であった」（ポパー[1980]: 71）。つまり、ヒュームの懐疑論（帰納推理への反駁）は正しいが、習慣的接続論には難があるというのである。「ヒュームの心理学」は、「三つの相異なった事柄について誤っていた」（同上: 73）とポパーは指摘する。

①「反復から生じる典型的な結果」：この例は、ピアノの反復練習や自転車に乗る練習などの場合で、反復練習により「意識を必要としなくなり、『生理的』な反射運動になる」。

この場合は、ヒュームの言う「習慣的连接」に由来する「信念」の形成という説明は当てはまらない。②「習慣の発生」：「習慣や風俗は、原則として、反復から発生するのではない。歩行とか、おしゃべりとか、ある時間における食事とかの習慣でさえ、反復が何らかの役割を果たすに先立って、すでに始まっている」。③「たった一度の顕著な観察例が信念なり期待なりを生み出すことが十分ありうる」（同上：73-74）。

以上の3つの疑問を整理すると次のようになる。①ピアノの反復練習や自転車に乗る練習は「生理的」な反射運動を生み出すので、ヒュームの言う「習慣的连接」に由来する「信念」の形成という説明は当てはまらない。②習慣の発生は反復に先立って始まっている。③たった一度の顕著な観察例が信念や期待を生み出すことがある。

このように、ポパーの批判は「類似性に基づく反復」というヒュームの考え方に向けられている。彼が言いたいのは、「ある観点」が「いかなる反復にも先立って常に存在してはなくてはならない」（同上：76）ということである。「信念の起源」が「類似している出来事の反復」に由来するという場合、その「反復」に「ある観点」が先立っているならば、ヒュームの帰納に関する議論は「無限後退に陥る」のではないか、というのがポパーの疑問なのである。

では、このポパーによるヒュームの「習慣的连接論」批判は妥当なものだろうか。そこで、この問題を考察するために、ヒュームの「習慣的连接」生成論を考察してみよう。

1. 3. ヒュームの慣習論

慣習はどのように形成されるのか。経験の繰り返しから慣習が生まれるという単純な理解だけでは、ポパーが批判した素朴な受動的帰納主義に陥ってしまう。その典型が、ロックの受動的観念論である³。だが、ヒュームの慣習生成論にはロックとは異なり、人間の能動性が組み込まれている。その要点が「想像力」への注目である。『人性論』第1篇第1部第3節「記憶と想像力の観念について」で、ヒュームは「記憶」と「想像力」を次のように区別する。「記憶」は「印象を反復する機能」であり、「原印象と同じ順序・形式に拘束され」、「変化する力を少しも持たない」。これに対して、「想像力」は、「自由に観念を置き換え変化させる」ことができる。このため、「想像力が観念間に相違を看取するところではいつでも、観念間の分離を生み出すことができる」（Hume[1978]: 9-10）。

このように、ヒュームは「想像力」の自由な機能を強調する。『人性論』第1篇の要約版である『人間知性研究』でも、次のように述べている。「人間の想像力ほど自由なものはない。それは、内的小および外的感官によって供給された諸観念の本源的な蓄えを超えることはできないが、これらの観念を混合し、複合し、分離し、区分して、ありとあらゆる種類の虚構および空想を作り上げる無制限の力を持っている」（Hume[1975]:）。想像力は、習慣的连接を生み出し、組み替えていく能動的力を持っているのである。

では、「想像力」はどのようにして習慣的连接を生み出し、組み替えていくのであろうか。

³ ロックの受動的観念論については、Commons[1934]Ch. II, (I)、寺川[2006a][2006b]を参照せよ。

ヒュームは、「想像力」には2つの作用があると言う。第1は「熟慮 (reflection) なしに」既存の「慣習」に自動的に随う作用であり、創造性には乏しい。この作用は、既存の「慣習」を再確認し信念を強化する役割を果たす。これは「想像力」の「習慣的推移」を引き起こす作用であり、俗衆 (vulgar) の視点である。これに対して、もう1つは、「迂遠な様式 (oblique manner) で起こる」想像力の「熟慮 (reflection) と識別 (understanding)」の作用である。これは、既存の「慣習」では対応できない事態に直面した時、信念が揺らぎ不安が産み出された時に発揮される創造的機能のことで、仮説を形成して「隠れている原因」を探る能力である。この能力は、その対象物や出来事に精通し、「実践知」あるいは「暗黙知」を持っている人々が発揮する力である。これは、哲学者の視点である⁴ (Hume [1978] Book I, Part III, Section XII, XIII)。

以上のように、人間の想像力には、既存の「慣習」に自動的に従う作用と、既存の「慣習」に従っていてもうまくいかない時に仮説を形成して「隠れている原因」を探る作用、という2つの作用があるとヒュームは考えていたのである。前者が「慣習」を再生産する機能であり、後者が「慣習」を修正あるいは組み替える機能である。そうであるとすれば、ポパーのヒューム批判は必ずしも的を射たものではなかったということになる。既存の習慣に基づく反復だけでなく、習慣の修正や組み替えの問題がヒュームによって論じられていたからである⁵。

だが、ポパーの批判が全く無意味であったというわけでもない。ヒュームの想像力の「識別作用」に関する議論は、仮説の形成やその反証といった、後にポパーやパースによって論じられた観点を明確に持っていないからである。仮説の形成とその論証、反証の繰り返しによって思考習慣が創造的に進化するという議論は、ヒュームにおいては萌芽的にしか論じられておらず、その本格的な展開はパースの議論を待たなければならなかったのである。

1. 4. パースの慣習論

「能動的な心」の観念を予言したのはヒュームであったが、「能動的な心」の概念を創造することによって (1878年に) ヒュームの懐疑主義に終止符を打ったのは、アメリカプラグマティズムの創始者であるチャールズ・S・パースである、というのがコモンズの評価であった。(Commons [1934]:149) では、パースが解決したヒュームの限界とは何であったのか。第1の限界は、「受動的な心」の概念からの脱却が不徹底で、「仮説形成」によって「習慣」を「創発」する「心の能動性」の解明が不十分であったという点である。コモンズはパースの1878年に書かれた論文 (“How to Make Our Ideas Clear”) から引用し、次

⁴桂木隆夫は前者を「想像力の習慣的作用」、後者を「想像力の内省的作用」と呼んでいる (桂木[1988]:71)。

⁵ヒュームの「諸原因による蓋然的知識について」の議論は、ポパーを批判したラカトシュの「堅い核」と「防御帯」に関する議論、そしてラカトシュに影響を与えたクワインの「知識や信念の総体は周縁に沿ってのみ経験と接する」という議論の先駆であると考えられる。ラカトシュ[1986]序論、p.8、クワイン[1992]第2章「経験主義の2つのドグマ」p.63。

のように論じる。(Commons[1934]: 151)

パースは、意識には2種類の要素があることに注目する。それは、「感覚そのもの」と「感覚間の関係」である。一例を挙げると、音楽作品における分離した「音符」と「旋律」である。ヒュームの印象と観念は「音符」であり、分離した時点における孤立した心持ちである。それは「旋律」ではない、なぜなら「旋律」は時の流れを通じた心持ちの継続であるからだ。「旋律は、音の継起における秩序」の中に存在する。したがって、ヒュームの心の観念は外からの印象の受動的な貯蔵所であり、一時点にしか存在しないのに対して、パースの心の観念は能動的で、印象の継続的な組織者であり再組織者である。パースの心の概念は印象の能動的組織者の概念であるので、ヒュームの「印象」それ自身は今や、類似、接近、継起によってのみ連合する分離した印象として心にやって来る代わりに、全体の活動、過去、未来と部分の関係として把握される。心は印象を待つのではなく、継続的に印象を期待し、部分に分解し、新しい心持ちを再構築する。この新しい心持ちはヒュームの受動的な印象ではなく、未来の行動に到達するパースの能動的な信念である。

コモنزが指摘するヒュームの第2の限界は、ヒュームが個人的な偏見(bias)である習慣(habit)と、共同体内で共有される習慣である「慣習」(custom)を区別していないという点である⁶。ヒュームの「慣習」は個人的な「習慣」で、個人の経験、感情、期待に限定され、集合的意見による道徳的強制の影響を受けない。しかし、「慣習」は集合的に行動する他の人々の経験、感情、期待を含むものである。「習慣」は1人の人間による反復であるが、「慣習」は人々が入れ替わる継続する集団組織による反復であり、個人に強制する効果を持つ。ヒューム習慣論の個人主義的限界を打破したのが、パースのプラグマティズムである。ヒュームの習慣は個人の経験に基づくものであり、信念は個人的偏見であった。パースは個人的偏見を科学的信念に転じる。個人的偏見は、多数の人々の実験による社会的確証を通じて科学的信念に転じる。個人的な「習慣」が集合的な「慣習」へと転化し、意見の社会的な一致がもたらされる。

1. 5. パースの記号論—集合的思考習慣の進化—

以上のように、ヒュームの2つの限界—①観念連合説の受動性、②個人主義的習慣論—

⁶ コモンズは、ヒュームの『人性論』第1篇「知性論」第3部第8節「信念の諸原因について」から引用し、ヒュームが「慣習」を個人的な「習慣」と区別していない点を批判する。(Commons[1934]:146,155) この点に関して中野剛志は、『人間知性研究』から引用し、『人性論』第3篇、『道徳原理研究』にも言及し、ヒュームは「慣習」を社会的なものとみなしていたと指摘している。(中野[2011]:153-56) この指摘は妥当なものであるが、ヒュームは『人性論』第1篇「知性論」では「慣習」(custom)と「習慣」(habit)の区別を明確にせず、第3篇「道徳論」で人為的徳として「慣習」(convention)の生成論を展開し、「慣習」の社会性について論じている。したがって、「知性論」で展開されている「慣習」論へのコモنزの批判は妥当性を持つと考えられる。

を解決したのがパースであった。パース慣習論の能動性と共有性という特徴は、記号論と探求論に良く表れている。パースの記号論は、「記号」—「対象」—「解釈思考」という三項構造を成している。(Peirce[1934]:264-317)「黒い雲」を見た際に「降雨」を予測し、外出の際に傘を持参する例を考えてみよう。この場合、「黒い雲」を見るという直接経験は単なる情態に過ぎず、いかなる意味も知的価値も持っていない。だが、次の瞬間、この「黒い雲」が「降雨」の「予兆」(記号)と受け止められると、「黒い雲が見えるので雨が降るだろう」という推測(思考)が行われ、「黒い雲」は「降雨」を表象する「記号」となる。この場合、「黒い雲」(記号)が「降雨」(対象)を表象(代表)するのは、「黒い雲は降雨の予兆である」という推測(解釈思考)に媒介されているからである。

さて次の瞬間、この予測が当たって「雨」が実際に降ってきたら、『黒い雲が見えたので雨が降るだろう』という予測は当たった」という思考が後続することになる。以上の過程を要約すると次のようになる。①黒い雲の直接経験(単なる情態)→②「黒い雲」は「降雨」の「予兆」(記号)と解釈され、「降雨」が予測される→③実際に「降雨」を経験する。→④『黒い雲が見えたので雨が降るだろう』という予測は当たった」と判断される。ここでは、後続の思考による先行の思考の解釈(推測は正しかったという確認の判断)が行われている。「黒い雲が見えたので雨が降るだろう」という先行する思考は、後続する思考において予測判断を表象(代表)する記号となっている。もしも、この予測判断がはずれて、雨が降らなければ、『黒い雲が見えたので雨が降るだろう』という予測ははずれた」という否定的な判断がなされ、その理由の解明へ向けて探求の旅が始まる。その第1段階は、仮説形成の過程である。この探求の旅は、さしあたりは「黒い雲は降雨の予兆である」という法則一般の修正ではなく、阻害要因の解明に向かうであろう。

このように、先行する思考は後続する思考において記号となり、何らかの意味を表象(代表)し、後続する思考によって解釈される。思想習慣は経験による検証を受けながら日々連続的に進化しているのである。思考は時間的に流れているというだけでなく、コミュニケーションを通じて人々の間に連続的に広がっていく。この広がりを可能にするのも、記号の表象(代表)機能である。Aが「あの男は知事だろう」と推測を語り、Bが『あの男は知事だろう』という推測は間違いだと思う。なぜなら、あの男は軍服を着ているので知事ではなく、軍司令官だろう」という新たな推測を語る。ここでは、Aの思考(推測=仮説)が、後続するBの思考の中で記号となって解釈されている。もしも、AがBの新たな仮説を受け入れるとすれば、①Aの思考(仮説形成)→②Bの思考によるAの思考(仮説)の解釈(否定)と新たな仮説形成→③AによるBの思考(新たな仮説)の解釈(受け入れ)、という形で、両者のコミュニケーションを通じて、思考が連続的に再解釈され修正されていく。このように、対話を通じて両者の「解釈思考」の摺り合わせが進行していく。

思考過程の時間的連続性は記号過程の無限の連続性によって支えられており、記号と対象を媒介する解釈項は無限に再解釈され、進化を遂げていく。この記号過程は、社会的に共有されているので、思考過程と記号過程の連続性は無限のコミュニケーションの過程で

もある。こうして、集合的な思考習慣の進化が記号の進化として無限に行われていく。

集合的思考習慣の創造的進化の問題は、パースの探求論において次のように論じられる。既存の思考習慣（信念）と矛盾する「驚くべき現象」の発見→「驚くべき現象」を説明できる仮説の形成（発見）→演繹推理による仮説の検証→演繹で得られた帰結と経験の一致を確かめる帰納推理→「驚くべき現象」を説明できる思考習慣（信念）の確立、という過程を通じて人間の集合的思考習慣は進化する。このように、慣習の創造的進化においては、遡及推理による仮説形成という推論形式が重要な役割を果たすのである。（Peirce [1935]: 468-473）⁷

1. 6. パースの進化論

集合的思考習慣の「仮説形成」を通じた創造的進化は、パースの進化論の中でどのように位置づけられているのだろうか。そこで最後に、パースの進化論について整理しておこう。彼は、進化には3つの様式があると述べている。第1の様式が「自然選択」による「偶然的進化」で、変化の唯一の動因は「偶然の変異」である。これは言うまでもなく「ダーウィンの仮説」である。これは「偶然が秩序を生み出す」という考え方である。この「偶然による進化」説に真っ向から対立する説は、すべての進歩の原因を「内的必然性の原理」、あるいは他の必然性の形式に求める。これが第2の様式で、「機械的必然性」による進化である。「必然的進化主義」の一例はヘーゲル哲学である。この考え方の弱点は「生きた自由」が欠落していることである。この両者の対立を揚棄する考え方は「ラマルク」の説に潜んでいる。それが「習慣」の力による進化で、進化の第3の様式である。この様式では、「獲得形質の遺伝」すなわち「習慣の獲得」が進化の主要な動因である。（Peirce[1935]:299）

このように、パースは進化の三様式を、①偶然的進化、②必然的進化、③習慣による進化（創造愛的進化）と定義し、3つの説を、①偶然的進化論、②必然的進化論、③創造愛的進化論、と呼んだ。そして、①と②の対立を克服するものとして③を重視した。それは、ラマルク的な「獲得形質の遺伝」すなわち「獲得された習慣」の「継承」による進化という考え方である。以上のように、パースの進化論は、偶然的要因を重視するダーウィンの進化論と必然的な要因を重視するヘーゲルの進化論の対立を、習慣の獲得という創造的要因を重視するラマルクの進化論によって克服しようとするものであった。そこでは、天才の閃きによる「仮説形成」が「共感」に基づくコミュニケーションを通じてコミュニティ内で検証され、集合的思考習慣が獲得され組み替えられていくことが重視されている⁸。

⁷ 仮説形成には、ロンドン警視庁の警部にはない、シャーロック・ホームズのような推理力が必要となる。ホームズの推理とパースの仮説形成との類似性については、シビーオク&ユミカー＝シビーオク[1981]を参照せよ。ヒュームが喩えに出した時計職人の例では、時計の故障の原因を見つけるためには、時計職人の「現場の知識」あるいは「暗黙知」が必要となる。この点については、ポラニー[1980]を参照せよ。また、想像力、創造力、直感、情念の重要性については、サイモンも言及している（Simon[1982]:24-35）。

⁸ 社会的ならびに文化的進化においてはラマルク的な進化が重要であるという指摘は、サイモンによっても論じられている（Simon[1982]:56）。

2. 「制度」の生成と進化

第1節で検討したパースの記号論と仮説形成論は、制度進化論にどのように生かしていくことが出来るのだろうか。人間の思考過程は、記号の連続的過程として、時間的にも（縦にも）、空間的にも（横にも人間の間で）無限に繋がっており、集団的思考習慣は記号過程を通じて進化し続けると考えられる。集合的「思考習慣」が「制度」であるとすれば、「制度」は記号過程を通じて進化し続けるといえる。あるいは、「記号過程」そのものが「制度」であるとも考えることもできる。そこで、パースのプラグマティズムの制度進化論への応用の問題を考えてみよう。

この問題について、アメリカの制度経済学者 J.R. コモンズは次のように論じている。パースの探求理論の目的は「自然法則の発見」である。したがって、「経済取引」や「経済組織」に直接適用するのは困難である。社会的、文化的問題に適用するためには「デューイのプラグマティズムの媒介」が必要となる。デューイの「社会的プラグマティズム」の基準は「自然法則の発見」ではなく「望ましい社会的結果を導くかどうか」である。(Commons [1934]:150) この点についてコモンズはそれ以上の議論を展開していない。ただし、「望ましい社会的結果」に類似する概念として、**Public Utility** (公益) という概念をコモンズは重視する。彼は、ヒュームの『道徳原理の研究』第3章第1節から引用して次のように論じる。

Utility (効用) によってヒュームは **public utility** (公益) すなわち **social utility** (社会的効用)、あるいは **public welfare** (公共福祉)、あるいは **the good of society** (社会的善) を意味する。このヒュームの **utility** (= **public utility**) 概念は、ベンサム utility 概念とまったく異なるとコモンズは論じる。ベンサムの **utility** は **private utility** (私的効用) の意味で、「自己利益」のことである。これに対して、ヒュームの **utility** は、個人の利己的動機をその下に従属させる「公益」を意味する。(Commons[1934]:140) つまり、ヒュームの **utility** は「ルール功利性」を意味し、ベンサムの **utility** は「行為功利性」を意味すると解釈することができる⁹。

もしもヒュームやコモンズが言うように、**public utility** が正義の起源であり、コンヴェンション(社会の慣習)の基礎であり、私的所有権制度を生み出す源泉であるならば、コンヴェンションはどのように生み出されるのか。コンヴェンションの生成・進化を記号論的に考えるとどのようになるのか、検討してみよう。

2. 1. ヒュームの制度進化論

ヒュームのコンヴェンション生成論の内容は次の通りである。①人間が必要とする生活

⁹ したがって、ヒュームの **public utility** は、ベンサムのように「社会の利益とは個々の成員の利益の総計にほかならない」という原子論的思考法による定義とは異なる。ルール功利性と行為功利性については、黒田[1992]pp. 109-118, を参照せよ。

手段には「希少性」があり、その所有者を「容易に変えうる」。②人間は利己的で、他者に対する「寛大さ」にも限界がある。この2つの条件が結びつくと、人間の間には利害の衝突が起こる。ホッブズ問題の発生である。人間は自然状態では、言い換えれば「社会」なしでは深刻な利害の衝突が起こる。ホッブズ問題の発生である。人間は自然状態では、言い換えれば「社会」なしでは深刻な利害の衝突の問題に直面する。この深刻な状況に対して、ホッブズは「死への恐怖」という情念と「理性」による「契約」という解答を出した。スミスは、胸中にある「公平な観察者」の目による倫理的自己規制という解決を用意した¹⁰。ヒュームは次のように論じる。「正義は人間の慣習 (Human Conventions) から生じ、人間の自発的選択、同意、もしくは結合 (combination) から生じる」。しかし、「慣習 (convention) は契約 (promise)」を意味しない。そうではなく、「慣習 (convention) は共通の利害の感覚 (a sense of common interest)、すなわち各人が彼の胸中にその感覚を感じ、彼の仲間の中にそれを感知し、他の人々と一致して公益に資する行為の一般的方式 (plan) と体系に彼を導くものを意味する」(Hume[1975]:306)。では、「共通の利害の感覚」はどのようにして生まれるのか。「交際 (company) と会話 (conversation)」を通じて生まれると、ヒュームは論じる。交友と会話における一般的言語の使用と感情の交流が試行錯誤を経てコンヴェンション (利害の共有感覚) を生み出す、というのである。

では、感情の交流はどのようにして生まれるのだろうか。相手の声や身振りという記号 (たとえば悲しい表情やすすり泣き) からその原因を推測する。この推測は「仮説形成」である。この仮説が正しいかは、相手に質問し会話をすることによってある程度確かめることができる。この「仮説検証」によって蓋然性が高まった「悲しみの原因の推測」から、私は「結果」である「似かよった悲しみの情感」を感じることができる。この記号論的な共感過程を支えているのは、両者の「解釈項」の共通性である。たとえば、コミュニケーションがうまく行われている夫婦の場合、日常的な対話を通じてお互いの「解釈項」の共通性を高めていくことができるので、相手が何を考えているか、何を感じているかを推し量ることが可能となる¹¹。

結局、「ホッブズ問題」へのヒュームの解答は次のようなものとなる。戦争状態にあった A と B は戦争を中断して商取引などを通じて交際と会話を積み重ね、相手に対する寛大さを強め、共感原理に基づき共通の利害関係という信頼感を育てていく。交際とコミュニケーションを通じてお互いの感情の交流を深め、信頼関係 (慣習) を徐々に生み出していく。その際、道徳観、正義感の基礎となるのが、①我々にとって有用な性質、②我々に快い性質、③他者にとって有用な性質、④他者に快い性質、の4つであった¹²。スミスが理神論

¹⁰ スミスの「見えざる手」とヒュームのコンヴェンションについては、柴田[2010]を参照せよ。

¹¹ 夏目漱石の中編小説『行人』に描かれている長野一郎・直夫妻はコミュニケーションがうまくいっていない夫婦の典型例であり、三沢夫妻はうまくいっている例である。夏目[2000]

¹² ヒュームが描く人間は、限界はあるが他者にとっての効用と快に「共感」する「弱い利他主義」者であったと考えられる。「弱い利己主義」についてはサイモンが論じている (Simon[1982]:58)。また、他者

的世界観に基づき、「社会の一般的利害への考慮」は「最高存在」が意図するものであり、人間が意図し関与するものではないと考えたのに対して、ヒュームは、「社会の一般的利害への考慮」に人間が関与すると考えた。その関与の形態が、共感原理に基づくコンヴェンションの生成であった。

コンヴェンションのより具体的な形態である私的所有権の法制度に関しては、ヒュームは次のように論じる。人々は社会の中で様々な取引に関与し、様々な人間関係を取り結んでいるが、この中から様々な利害の衝突が生じてくる。この利害の衝突を解決するために訴訟が行われ、判決が出されていくのだが、この訴訟、弁論、判決の積み重ねも一種の会話であり、交際と会話を通じてコンヴェンション（慣習）が生み出されるということは、訴訟と判例の積み重ねを通じて一般的な規則（法）が生み出され、その規則（法）が歴史の推移とともに修正され進化を遂げていくということを意味する（Hume[1975]:308）。ヒュームの制度生成論は、利害の衝突という問題を抱えた多様な人間が、交際と会話（抗争と訴訟）を通じてコミュニケーションを重ね、試行錯誤の末に慣習を生み出し進化させていくという、内生的な制度進化論であったといえよう。

このように、コンヴェンション生成と「仮説形成」・記号過程・コミュニケーションは、密接に関連していると考えられる¹³。

2. 2. コモンズの制度進化論

次に、人間社会におけるコミュニケーションのあり方を考察するために、制度経済学者 J. R. コモンズの議論を検討してみよう。彼は、制度を「個人行動を制御し、解放し、拡大する集合行為（Collective Action）」と定義する。例えば、私有財産を守る法制度は、他人の財産を奪う自由を禁止することによって、個人の経済活動の自由を拡大する。「その集合行為の形態は、組織化されていない慣習および組織化された **Going Concern** である」。

（Commons[1934]:69-70）**Going Concern**とは、家族、会社、業界団体、労働組合、連邦準備制度、国家など、継続する活動体（組織）のことを指す。ここでは、制度と組織が密接に結びついたものとして捉えられている。そして、「個人の行動は、経済活動の究極的単位である三種類の取引（transactions）へ参加すること」であると定義される。三種類の取

の快と効用を尊重することによって他者の協調を期待することが可能となる。これは、他者の解釈項の推測を容易にする。また、ヒュームのコンヴェンションは人間の「共感」を重視するという点で、合理的個人を前提とするルイスのコンヴェンションとは性格を異にする（Lewis[1969]）。

¹³ ルイスは社会的な慣習（convention）が言葉の意味を生み出すという議論を展開したが、デイヴィッドソンはこの議論を批判し、むしろ言語が慣習（convention）を持つための条件であると論じる。この議論の前提をなすのが、「過激な解釈」というパラダイムによって特徴づけられる彼のコミュニケーション・モデルである。この解釈を含む記号過程が慣習（convention）を生み出すという視点はパース記号論と共通性を持っていると考えられる。Lewis [1969], Lewis [1975], Davidson [1984].

引とは、①bargaining transactions（バーゲニング取引）、②managerial transactions（経営管理取引）、③rationing transactions（割当取引）、のことである。

①バーゲニング取引は、法的平等者間の自発的合意による富の所有権の移転と定義される。この取引では次の4点が問題とされる。第1は、「機会の平等は保証されているか」、「売り手（買い手）は最良の買い手（売り手）を選んでいるか」という問題である。第2は、「公正な競争が行われているか」という問題である。第3は、「価格は reasonable（道理に適っている）か」という問題である。ここでは、売り手と買い手の交渉力に格差がないかが問題となる。第4は、正当な法の手続き（due process of law）によらなければ個人の権利・自由は奪ってはならないという問題である。

②経営管理取引は、命令を出す上位者とそれに従う下位者との2者関係で、法的上位者の命令による富の創造が行われる。バーゲニング取引の原則が希少性であるのに対して、経営管理取引の原則は効率である。バーゲニング取引の尺度がドルであるのに対して、効率の尺度は man-hour である。効率とは、全生産要素をその時、その場所で最適な釣り合いで使用することであると定義される。

③割当取引は、法的上位者の命令による富の負担と便益の配分と定義される。権力が構成員に便益と義務を配分する取引であり、取締役会が会社の予算案を作成し執行する場合、あるいは政府が税制案を作成し執行することによって所得の再分配を行う場合などが典型的な例である。（Commons[1934]:59-68）

以上のように、コモンズは3種類の取引を経済的活動であると同時に、法的で倫理的な活動であると捉えている。「古典派および新古典派が物質的制御に関心を持つのに対して、取引は法的制御を決定する」。「法的制御」とは「将来の物質的制御」のことである。そして、「取引に内在する3つの社会的関係は、争い、依存および秩序」なのである。このように、コモンズは「法的制御」を強調するが、「慣習と Going Concern による制御は、個人の行動を支配する行動準則（working rule）によって行われる」と論じる。

行動準則による集合行為（あるいは集合活動体）は4つの役割を果たす。（i）不確実性に直面する個人が抱く期待の実現を保証する。そのために、（ii）他者と期待を調和させる。

（iii）個人に行動の自由を与える。それは同時に、（iv）他者を他人の自由の影響に曝すということでもある。（i）と（ii）については、個人の生命と財産を守るという法的制御によって義務の一致が課せられ、生命と財産の安全という期待が保証されるという例を挙げることが出来る。（iii）と（iv）については、「自由競争」によって「行動の自由」と「他者の自由な行動の影響に曝される」ことが相互的に起こることが例として挙げられる。

（Commons[1934]: 81）

Going Concern の行動準則による制御の例として、②の経営管理取引の場合を考えてみよう。1人の新しい労働者が入社して工場に配置されたとする。はじめは彼にとって全てが新しいことで、自分が何を期待されているのか全く予想がつかなかったが、徐々に期待されている働き方に彼は習熟していくようになる。やがて彼はルーティーンの仕事を自動的

に行うようになる。このことをコモンズは「物理的・精神的枠組みの自動化」あるいは「制度化された心」と呼んでいる¹⁴。そして、ルーティーンの行動ではなく戦略的な行動が必要になったとき、たとえば機械が故障したり生産方法の改善を行おうとしたりするときに、初めて知的な活動が要求される。(Commons[1934]: 697-8) これは、ヒュームが指摘した「想像力の習慣的作用」と「想像力の内省的作用」の一例であろう。

次に、企業組織における上司と部下の関係について検討してみよう。成功する上司は説得術に習熟している。この場合、部下は上司の指図に納得して従うのである。(Commons [1934]: 749-50) ここでは、上司の説得により部下の思考習慣が組み替えられるという記号過程が行われていると考えられる。この考え方は「権威の受容説」に繋がっていく。この考え方によれば、「1つの命令が権威をもつかどうかの意思決定は受令者の側にあり、『権威者』すなわち発令者の側にあるのではない」(バーナード[1968]:171)ということになる。「権威」は個人の「受容」ないし「同意」にもとづいているということなのである。このことは、企業組織の行動準則は、多様な構成員の思考習慣の記号過程を通じた摺り合わせによって生成し、日々進化するものであると考えることが出来る。

最後に、Going Concern の行動準則の歴史的進化の一例として、コモンズは私有財産制度の進化について次のように論じる。私有財産制度は、私有財産が有体財産 (corporeal property : 動産と不動産) に限定されていた段階から、無体財産 (incorporeal property : 債権) を含むようになる段階、そして無形財産 (intangible property : 暖簾価値や特許など) を含むようになる段階へと歴史的に進化を遂げてきた。(Commons[1934]:81-83) この制度進化過程は、訴訟と裁判所の判例の積み重ねによって実現されてきたのである。

このように、行動準則は制度の歴史の中で持続的に変化し、異なる制度の下では行動準則も異なるということになる。そして、こうした集合的是認 (collective sanctions) には3つの種類がある。①集合的意見による道徳的是認、②利益と損失による集合的で経済的な是認 (あるいは制裁)、③暴力による組織的な是認 (あるいは制裁) である。(Commons [1934] : 71-72)

以上のように、コモンズの説く「制度」は、「合理性の限界」と「不確実性」に直面する我々人間に、義務の調和を通じて期待の一致を保証するもので、経済的、法的、倫理的性格を持っており、歴史的に進化するものである。

3. コモンズ信用論—信用の2形態：無体財産と無形財産—¹⁵

この節では、コモンズの信用論を検討する。

¹⁴ この「物理的・精神的枠組みの自動化」あるいは「心の制度化」の過程は、「習慣の獲得」の過程であると考えられる。このルーティーンの習熟についての考え方は、組織はルーティーンを実行することによって記憶すると把握するネルソン＝ウィンターの考え方と共通性がある。(Nelson, Winter[1982]: 99)

¹⁵ 第3節、第4節、第5節の元になった論文は、柴田[2015]と柴田[2016b]である。

3. 1. 私有財産概念の進化と拡張

コモンズの制度経済学の特徴は、その法政治経済学的アプローチにある。資本主義経済の進化を法制度の進化としてとらえる視点である。資本主義経済を支える最重要な「法制度」は、「私有財産制」である。イギリスにおいて早期に資本主義が順調に発達したのは、17世紀末の名誉革命の成功により立憲君主制が確立し、私有財産制が保証されたからである。(Commons[1924]Ch.4) そして、「私有財産制」の進化が資本主義の発展を支え、促進した。「私有財産」の定義は、「有体財産」(corporeal property) から債権を表す「無体財産」(incorporeal property) へ、そして「無形財産」(intangible property) へと拡張されていたのである。この「私有財産」の定義拡張は、自由の定義も肉体的な束縛からの自由から経済的強制からの自由へ、市場へ接近する権利(無形財産)へと拡大していったことを意味する。こうした財産概念の拡張、自由概念の拡張は、封建制から資本主義への転換、そして資本主義の発展を推進する重要な要因であった。

3. 2. 無体財産と無形財産

コモンズは、20世紀の資本主義を無体財産と無形財産の概念で特徴づける。企業組織Aが投資を行う場合を考えてみよう。Aは、原材料を購入し、労働者を雇用し、機械設備を発注する。Aは、引渡し時点で、原材料と機械設備という有体財産の所有権と労働力のある期間の使用権(権利)を獲得する代わりに、取引相手に対する債務(義務)を創出する。原材料販売業者に対しては約束手形を発行し、労働者に対しては未払い賃金債務を負うことになり、機械設備納入業者には支払債務を負うことになる。

この場合、重要なことは、Aが獲得した将来の原材料、機械設備の所有権、労働力の使用権は、企業組織の生産システムに組み込まれることによって無形財産を形成するということである。つまり、企業組織Aの投資は、取引相手に無体財産が創出される代わりに、無形財産を獲得する取引であると考えることができる。

そこで、無体財産と無形財産の性格の違いについて検討しておこう。

3. 3. 信用の相矛盾する2つの意味

コモンズは信用には相矛盾する2つの意味があると主張する。第1が、債権者と債務者の関係であり、権利-義務関係である。法的に強制が可能な契約であり、債権者は無体財産を保有する。この無体財産は負担(encumbrance)の法の下にある。債権者は時の経過に伴いあらかじめ決められた(債務者による)債務支払いから生じる貨幣収入をあてにする。第2が、販売(生産)者と購入者の関係で、自由とリスクにさらされていること(exposure)の関係である。販売者は無形財産を保有し、無形財産は機会(opportunity)の法の下にある。無形財産保有者は、将来の不確実な生産物の売却(他者による生産物の購入)から生じる貨幣収入を期待する。(Commons[1924]Ch.2, II, Ch.7, II, III, Commons[1934]Ch.9, (I)(5))

3. 4. 無体財産・無形財産と Going Concern

継続する企業活動 (going concern) は、無形財産と無体財産が繰り返し創造され、継続し経過する過程である。企業 A は個人ではなく法人組織である。株主や債券保有者の連合であるだけでなく、被雇用者、取引先、得意先の連合でもある。連合への参加者は、自分たちの貢献からの報酬を期待している。したがって、総所得は結合所得である。それは個人の間で配分される。この場合、報酬の期待には二種類ある。①債券保有者、銀行、被雇用者、取引先は A に対する無体財産を保有し、時の経過に伴いあらかじめ決められた元利の支払いを債務者である A に請求する。②株主、被雇用者は無形財産を保有しており、時の流れの中で期待通りあるいは期待を上回る利益が実現された場合には、高配当と高額ボーナスを要求する。

3. 5. 債務の譲渡性拡大

このように、コモنزは資本蓄積を無体財産と無形財産の取引として描き出す。その際、重要な点は、信用制度の発達に伴う「債務の譲渡性拡大」が資本蓄積を増進するという点である。このことを、企業 A の投資の例に立ち戻って考えてみよう。

①A が発行し、原材料販売業者が受け取った約束手形を銀行が割引けば、原材料販売業者は信用貨幣 (銀行券または預金通貨) を受け取り、普遍的な購買力を獲得できる。②A が銀行借入で獲得した信用貨幣 (銀行券または預金通貨) で賃金を支払えば、労働者は普遍的な購買力 (譲渡性のある無体財産) を獲得できる。③A が社債の発行あるいは銀行借入に依存して代金を支払えば、機械設備納入業者は信用貨幣 (譲渡性のある無体財産) を獲得できる。

3. 6. 債務の譲渡性拡大の効用

債務の譲渡性拡大にはどのような効用があるのだろうか。企業 A の投資の事例で考えてみよう。

①A の満期まで期間のある譲渡性の低い債務 (約束手形) が満期を過ぎた譲渡性の高い銀行債務 (銀行券あるいは預金通貨) に転換されれば、原材料販売業者は購買力を即座に入手でき、資本の回転率を高めることができる。②銀行が A の保有する無形財産を信用して貸付を行った場合、労働者は労働債権を働いた直後に信用通貨で受け取ることができ、即座に消費支出が可能となる。消費者信用の制度が発達すれば、労働者は賃金を得る前に消費支出が可能となる。③社債の流通市場の発達により長期の無体財産の譲渡性が拡大すれば、A の社債発行が可能となり、機械設備納入業者は納入と同時に代金を現金 (信用通貨) で獲得でき、納入業者の資本回転率は高まる。

以上のように、預金通貨決済システムの形成、債券流通市場の発達などによる債務の譲渡性拡大は、資本の回転率上昇に貢献し、利潤率の増進と資本主義の発展を促進する。コ

モンズは「近代の資本主義は、契約（債権・債務）の譲渡（assignment）と流通性（譲渡性 negotiability）と共に始まった」と述べている。この契約の譲渡性を可能にする制度生成が「低い利率と速い資本の回転を実現した」（Commons[1924]：253）のである。

1668年にジョシュア・チャイルド卿¹⁶はイングランドに対比してオランダの優位性（低利率、早い資本回転率）について述べた。速い資本の回転率は法律によって可能になっている。もし、為替手形の譲渡の法律が施行されれば、商品の売却後ただちに手形を処分し勘定を埋め合わせることができる。ジョシュア卿は手形の譲渡性を認めるつぎはぎの諸立法を提案したが、それは現代の手形引受制度に相当するものであり、次の30年以内に商慣行の裁判官による承認と強制という単純な方法で成し遂げられた。（Commons[1924]：253-4）

3. 7. 債務の譲渡性の承認

この契約の譲渡性という目覚ましい革新は、1603年の為替手形への最初の判決から1704年の議会によるホルト主任判事の判決の逆転まで、まる一世紀を費やした。それは一方で近代の資本主義を確立し、物理的商品（有体財産）という初期的考え方と、商品のように機能する約束（無体財産）という新しい考え方の混同をも導いた、とモンズは指摘する。以下で、財産概念の進化と無体財産の譲渡性承認の過程についての彼の議論を見ておこう。

契約というものは、私的関係であるがゆえに、債権者と債務者以外の第三者に売買できず、もともとの契約の他方の当事者の合意なしには、債務者の代わりにそれを引き受けることはできなかった。この点で、約束手形の承認は為替手形に比べて大幅に遅れることになった。1704年になってもまだ、コモン・ロー裁判所のホルト主任判事はロンドンの金匠の約束手形の施行を拒否した。「これは金匠の考案に過ぎない。これに先取特権を許したら、法的には口約束の証拠に過ぎない紙切れが押印証書となってしまう。自身が持っていないものを譲渡することを可能にしてしまう。手形の名宛人ができないとしたら、なぜ譲渡された人がなしうるのか。」（Commons[1924]：251-2）彼は、金匠の約束手形を金（有体財産）の預かり証と解釈し、金匠の債務（手形の所持人にとっては無体財産）であるとは考えなかったのである。このホルト判事のコモン・ロー法理を転換させるには議会の制定法が必要であった。

約束手形の譲渡性が大きく遅れる一方で、為替手形の譲渡性の承認は容易であった。為替手形や小切手は、債権者が債務者に、特定の第三者に支払うことを命ずるものである。イングランドでの最初の記録は1603年。これは外国為替手形に関連しており、譲渡が容易に認められた。ひとたびこの方向に踏み出すと、次第に国内の為替手形の譲渡性認められていった。当初は商慣行であることの証明が必要であったが、18世紀前後からは単なる慣行の宣言でもよくなった。当初は実際の商人にみに適用、しかし1689年には商人でない手形受取人も拒否できなくなった。100年を通じての拡大過程は、エクイティ裁判所と議会に

¹⁶ イギリスの商人で政治家。東インド会社理事。

よって、コモン・ロー上は可能な債務者の抗弁の権利を取り除くという助けにより可能となり、その結果、債務者の約束の善意の保有者の諸権利の行使が可能となった。限定された諸個人間の私的関係であったことが、ゴーイング・コンサーンの資産と負債になったのであり、それは実際にコンサーンを構成する人々とは独立である。

以上のように、17世紀初頭から18世紀初頭にかけて、初めに為替手形の譲渡性が承認され、それに遅れて約束手形の譲渡性が承認されていったのである。その結果、イングランド銀行の再割引率は2.5%(1724年)に低下し、その後も再割引率は2~7%の間を推移した。約100年を要した為替手形・約束手形(無体財産)の承認が、低金利、資本の回転率上昇を通じて、近代資本主義の成立に貢献したというのが、コモنزの基本的認識である。(Commons[1924]: 251-4)

3. 8. 無体財産の譲渡性と無形財産

その際に重要なことが1つある。無体財産の譲渡性が承認されるということは、無体財産が無形財産に転化する場合があるということの意味する¹⁷。社債は発行企業の債務であるが、証券市場で社債を売買する投資家、金融機関にとっては、社債は価格変動リスクを抱えた無形財産となる。

現代のサブプライム金融危機を例に取って考えてみよう。欧米系銀行はシャドーバンクを通じて ABCP を発行し、短期ドル債務を負っていた。その一方で、その短期ドル借入に依存して住宅ローン担保証券(RMBS)などに投資していた。短期ドル債務は負担の法の下にある期限と元利返済額が固定された負債である。RMBSは利回りが変動する金融商品で、機会の法の下にある。利回りが債務の固定金利を大幅に上回れば高収益が得られるが、利回りが低下あるいは消失してマイナスになれば損失が生まれる。同様の事態は、大恐慌前夜のアメリカでも生じていた。一般投資家はブローカーからの短期借入れに依存して株式投資を行っていた。株価が値上がりしている限り高収益が得られるが、値下がれば損失が生じる¹⁸。つまり、無体財産は負担の法の下にあつて債務返済額が変動せず、無形財産は機会の法の下にあつて名目価値が変動することによって、景気変動が生まれるという訳である¹⁹。

4. コモنزの景気循環論

このように、現代の資本主義は無体財産と無形財産という概念によって特徴づけることができる。負債の譲渡性の拡大と株式市場の発達がこの傾向を強めているといえる。そして、このことが景気循環と信用の拡大・縮小の振幅を拡大している。無形財産が生み出す

¹⁷銀行預金のような一覧払いの譲渡性のある無体財産は無形財産とはならない。

¹⁸ サブプライム金融危機については柴田・岩田[2016]、大恐慌については柴田[1996]第2章を参照せよ。

¹⁹ なお、Commons[1924]Ch.7, III,3では、無形財産の法制度に関連して goodwill(暖簾)に関する法制度の進化についての詳細な過程分析がなされているが、この点についての検討は別稿に譲りたい。

利潤が期待を上回れば負債に依存した投資の拡大が促進され、利潤が期待を下回り負債の返済が困難になれば投資は抑制され、場合によっては倒産に追い込まれるからである。

4. 1. 不況の原因論 I : 利潤シェア説 (過少消費説) 批判

では、具体的に企業はどのような指標を基に投資判断を行っているのか。コモンズは、利潤マージンの増減を基に企業は投資判断を行っている論じる。その際に、彼は不況の原因論として、利潤シェア説と利潤マージン説を対比する。利潤シェア説はマルサスの購買力不足説である。これはマクロの概念で、ロードベルトゥスやホブソンが不況と失業の原因説として継承している。技術的な生産性上昇により拡大した生産物は地主と資本家により貯蓄と投資として吸収され、労働者は生産した生産物を消費によって買い戻すことができない。その結果、生産過剰と失業、価格の下落が起こるとというのがその内容である。この過少消費説は 1930 年代にローズヴェルト政権の経済政策に多大な影響を与えた。賃金を引き上げ、寡占価格を抑制して購買力を高めようとしたのである。

この利潤シェア説をコモンズは 4 つの段階に分類した。①消費 (共産主義者) 段階、②貯蓄 (社会主義者) 段階、③配当ラグ (労働組合) 段階、④販売ラグ段階、の 4 つである。(Commons[1934] : 532) それぞれの段階の内容とそれらに対する反論を見ておこう。

①消費段階 (共産主義者の素朴な見解) : 共産主義者 (初期の社会主義者) の見解は次のようであった。地代、利子、利潤を含む財産所得すべては、共有によって撤廃されるべきである。そうすると、労働者は生産物の総価値を賃金や給与として受け取ることができるようになる。この救済策は失業をなくすことに貢献するであろう。しかし、この素朴な説に対してはルイス²⁰が次のように反論をした。地代、利子、配当、利潤という形で自らの所得を得た人々もまた、財を消費する。そして、産業の所有者による所得の出費は、労働者の賃金と給与の総額が買うことのできなかつた生産物全体の一部を買い戻すのに十分であろう。(Commons [1934] : 533)

②貯蓄段階 (社会主義者の見解) : 財産所有者は消費者でもあるという上記の反論に直面して、社会主義者は、ルイス曰く、こう応答した。労働者の出費と投資に比べると、産業の所有者は自らの所得のうち、ずっと小さい割合を出費に回し、ずっと大きい割合を投資に回す傾向にある。彼らの貯蓄と投資こそが、全生産物に比べての、消費者がもつ購買力の欠如、言いかえれば、一般的過剰生産をもたらす傾向にある。この第 2 段階の説に対しても、ルイスは次のように反論する。この理論の根本的な難点は、貯蓄が単に異なる目的をもつ支出にすぎないということを見過ごしている点にある。投資と貯蓄をする者は自らの貨幣を費やすが、彼はそれを資本設備に支出する。あるいは、耐久消費財に費やすかもしれない。貯蓄は、言いかえると、消費財への支出に代わる、資本設備という生産財への支出にすぎない。したがって、貯蓄の純効果は、消費財を生産する産業よりも、資本設備を生産する産業へ労働者が流入する傾向を創り出す。(Commons [1934] : 533)

²⁰ アメリカの社会主義者

③配当ラグ段階（利潤ラグ説Ⅰ：労働組合の見解）：所与の年について、その一年間で作り出された生産物のうち、その一年間で支払われた賃金がい戻せない部分を買戻すためにその年の事業から生じる利潤を用いることはできない。これが「配当ラグ説」である。この議論に対しても反論が可能であるとルイスは言う。前年に獲得され翌年に分配される利潤は、生産物を買戻す目的のために用いられる。

単純再生産で利潤シェアが変わらなければこの反論は成立する。だが、拡大再生産の場合は、売れ残りの財が累積していく。こうした過剰供給を防ぐためには、利潤と配当のシェアを減らし賃金と給与のシェアを増やすことが有効である。そのためには、(1) 利潤への追加税を財源とする社会サービスの増加、(2)労働組合組織の強化、(3)非営利組織による産業運営、などの方策がありうる。これがルイス説である。

この配当ラグ説に対して、コモンズは次のように反論する。未配当利潤は投資、他企業への貸付、銀行預金を通じて投資拡大（財と労働の購入）に活用される。(Commons [1934] : 534-7)

④販売ラグ段階（利潤ラグ説Ⅱ）：「利潤ラグ説」の第1形態が「配当ラグ説」であるとすると、第2形態は「販売ラグ説」である。その内容は次のとおりである。営利企業全体が増産を行う時、増産された生産物を購入するに足る購買力を彼らは未だ支払ってはいない。その要因は次の二つである。(1) 企業が消費者に対して、増産された産出物を購入するに足る貨幣を支払っていない。(2) 消費者は貯蓄に迫られ、企業から受け取る貨幣を全額支出することはない。この利潤ラグ説も配当ラグ説同様誤っている、とコモンズは指摘し、次のような「利潤の先取り理論」を展開する。

賃金と給与は、ある時は生産物の販売の30日前に、ある時はその30年前に支払われる。では、どうやって事業者は生産物の販売より前に賃金と給与を支払うための貨幣を獲得しているのか。その答えは銀行システムにある。銀行システムがそのことを可能にしている。この銀行システムは2つの仕組みで作動する。(1)商業銀行は産業の操業に融資する。その融資が生産物の販売前の原材料購入と賃金支払を可能にする。(2)投資銀行は産業の資本設備に融資する。この融資が資本設備稼働前の設備代金支払いを可能にする。

以上のように、利潤ラグ説に基づく過少消費説に対して、コモンズは「利潤の先取り理論」で反論する。そして、この「利潤先取り」を可能にするのが、債務の譲渡性を支える銀行システムであった²¹。(Commons [1934] : 537-50)

4. 2. 利潤マージン論Ⅰ：リカード説批判

利潤シェア説がマクロ的な概念であるのに対して、利潤マージン説はミクロ的な概念である。この説には2つのバージョンがある。第1のバージョンがリカード理論で、物価が

²¹ ということは、銀行システムが金融恐慌などで機能不全に陥れば、「利潤の先取り」システムはうまく機能せず、過剰生産、過少消費が顕在化するということも考えられる。だが、この点についてコモンズは特に言及していない。

下落している時には、賃金削減によってのみ利潤マージンは維持されるという考え方である。(Commons [1934] : 577) コモンズはこの考え方に与しない。賃金が下落しても製品価格が下落すれば、負債の実質負担は増加し利潤マージンは浸食されるからである。物価水準が下落すれば無形財産価値（期待利潤の資本還元価値）の名目額は減少するが、無体財産価値（債務）の名目価値は減少しない。その結果、債務の実質負担が増加し、債務に依存した投資は抑制される。I. Fisher の debt deflation 説に類似のことが考慮されていると言えよう²²。

4. 3. ウィクセルの景気循環論の評価（利潤マージン論Ⅱ）

第2のバージョンは、物価水準が下落せず、安定的に維持されるか、賃金より早い速度で上昇する場合には、賃金の上昇は利潤マージン維持と両立するという説である。この説はウィクセル理論の影響下にあり、コモンズはこの説を基本的には支持しているように思われる。(Commons[1934] : 527) そこで、まず、ウィクセル景気循環論に対するコモンズの評価を検討しておこう。

ウィクセルの景気循環論は、自然利子率と市場利子率の乖離が景気循環を生み出すというものである。市場利子率が自然利子率を下回れば経済の膨張が生じ、他の事情が変わらなければ物価は上昇すると考えたのである。逆に、市場利子率が自然利子率を上回れば、物価上昇は止まり、下落に転じる。この議論はオーストリア学派だけでなく、『貨幣論』段階のケインズにも多大な影響を与えた。

このウィクセル理論をコモンズは次のように評価する。ウィクセルは「自然利子率を限界生産性（資本の限界効率）と同一視する」。「銀行金利と資本の限界効率が等しければ、物価も雇用も安定する」と彼は考えた (Commons[1934] : 596-7)。しかし、コモンズは「限界性概念（物理的概念）を資本利回りの概念（制度的概念）に置き換える」ことを主張する (Commons[1934] : 612)。つまり、市場利子率と比較するのは「自然利子率」ではなく「期待利潤率」であると主張しているのである。言い換えれば、「利子」と「利潤」は区別する必要があるということである。前者は「無体財産」に関する概念であり、後者は「無形財産」に関する概念である。

このように、コモンズは、現代資本主義の取引を構成する2つの財産の性格の違いに注目する。無体財産は債務の期待される将来の支払の現在価値である。利子は待機の代償である。これに対して、無形財産は将来の販売から期待できる純所得の現在価値である。利潤はリスクを冒すことへの代償である。例えば、企業Aが発行する1年物の社債の金利が5%で額面発行額が105万ドルであるとすると、発行時点での受取額は100万ドルとなる。この100万ドルに自己資本100万ドルを加えて200万ドルを投資して1年後に220万ドルの所得が期待できるのであれば、期待利潤率（利潤・自己資本比率）は15%となる。期待

²² 1921年のような不況期には製造業部門で経常利益を利子支払いが上回るような事態が起こっていた。(Commons [1934] : 563, Table I)

利潤率が利子率を（リスク負担を相殺して余りあるほど）上回っている場合には、債務に依存する投資が拡大する。逆に、利子率が2%に低下しても、期待利潤率が2%以下に低下し、リスクプレミアムも上昇していれば、債務に依存した投資は抑制される。こうして、期待利潤率とリスク評価の変動により、債務の拡大に依存した投資拡大の時期と債務の削減による投資の抑制の時機が交替して現れるという、景気循環の理論が提示される。

4. 4. 利潤マージン論Ⅱ：コモنز説（ウィクセル説の修正版）

以上のような、コモنزのウィクセル理論への評価を踏まえたうえで、利潤マージン論の第2バージョンに立ち戻ってみよう。

利潤マージンとは総収入から総コストを差し引いた金額（当期純利益に相当する）で、コストには営業費用（賃金、地代、原材料費など）、税金、利子負担などが含まれる。もしも、利潤マージンが総収入の3%であったとすれば、総収入が販売価格の下落により1%減り、総コストが減らなければ、総収入に占める利潤マージンの比率（売上高利益率に相当する）は2%に低下する。総収入が1%減れば、売上高利益率は33%減ったことになる。逆に、総収入が1%増加し、総コストに変化がなければ、売上高利益率は4%へ上昇する（上昇率33%）。（Commons[1934]：580）

ここで注目すべきなのは、物価水準が下落して総収入が減少した場合、利子などの債務支払いは減少しないので、利益率は大幅に減少する。逆に、物価水準が上昇した場合は、債務支払いは増えないので、利益率は大幅に上昇する。利潤マージン（売上高利益率）が上昇しているときは、無形財産価値が上昇している時でもあり、期待利益率の高まりにより企業の投資が活発になる傾向がある。逆に、利潤マージン（利益率）が下落し低迷する場合は、無形財産価値が下落し低迷しているため、期待利益率は低下し投資は抑制される。

4. 5. ケインズとミンスキーの理論との比較

この期待利益率の変動が投資の変動を生み、景気循環が生まれるという議論は、ケインズの景気循環論との類似性を想起させる。ケインズは『一般理論』第22章「景気循環についての覚書」で「景気循環は資本の限界効率の変化によって引き起こされる」（Keynes [1936] Ch.22）と述べている。では、資本の限界効率は何によって決定されるのか。「確信の状態」が資本の限界効率表を決定する主要因の1つであると、ケインズは『一般理論』第12章「長期期待の状態」で述べている（Keynes [1936] Ch.12）。つまり、期待収益率の予測が楽観的であれば投資が拡大し、悲観的になれば投資が抑制される。この期待利潤率の変化が景気循環の原因であるという議論は、コモنزの利潤マージン（無形財産の価値評価）の変動が景気循環の原因であるという議論と本質的に類似しているといえる。不確実な将来への期待の変化が景気循環の主要因であるという認識が共有されているからである。相違点は、ケインズが景気循環のその他の要因であると考えている「消費性向」と「流

動性選好」をコモنزはあまり重視していないという点である²³。

ケインズの景気循環論を継承しているミンスキーの金融的な景気循環論も、コモنز理論との共通点を持っている。ミンスキーの場合には、「資本資産の需要価格」と「資本資産の供給価格」の比較によって投資の変動を説く。「供給価格」は投資コストを意味する。「需要価格」は資本資産が将来生み出すと予想される利益を割引率で資本還元した評価額である。これは「無形財産」の現在評価額と同様の概念である。資本資産の需要価格（期待利潤の資本還元額－借手のリスク評価）＞資本資産の供給価格（資本財の供給価格＋利子負担＋貸手の限界リスク評価）であれば企業は投資を行うということの意味する。期待利潤が高まり、借手のリスク評価が楽観的となれば資本還元する際の割引率が低下するので、資本資産の需要価格は上昇する。供給価格がそれほど上昇しなければ投資は拡大する。逆に、期待利潤が低下し、借手のリスク評価が悲観的になれば割引率は上昇し、資本資産の需要価格は低下し、供給価格を下回れば投資は減退する。（Minsky[1975]:Ch.5）

このように、コモنزの景気循環論は、期待利潤が投資決定の主要因であると考えているという点で、ケインズ、ミンスキーの景気循環論と類似性を持っているといえる。では、コモنزの独自性はどこにあるのか。この点については次の節で検討する。

5. コモنزの現代資本主義論

では、このような景気循環の不安定性をどのように安定化させるのか。銀行家資本主義の時代になると、不安定な資本主義を安定化させようとする様々な集合行為が慣習のレベルでも法制度のレベルでも生み出されてくるというのがコモنزの制度進化論であった。

彼は資本主義の産業段階を商人資本主義、雇主資本主義、銀行家資本主義の3段階を分ける。そして、各々の段階を、希少性の時代、豊富な時代、安定化の時代を特徴づける。この時代の資本主義は、銀行シンジケート、あるいは投資銀行が法人企業や国家の証券発行に従事し、設備、企業、産業の統合と合併に重要な役割を果たした段階であった。この安定化の時代には、Live and let live（共存共栄）という理念の下で、個人の自由に新たな制約がかかることになった。ロシアやイタリアでは政府による強制が主要な形態であったが、アメリカではこれまでのところ協調行動（集合行為）を通じた経済的強制という形態が中心であった。連合組織、法人組織、組合、その他の集合行為である。

5. 1. 購買力の安定化

安定化の集合的行動のうちコモنزが重視したものの1つが、貨幣と信用の購買力の安

²³ Tymoigne は、コモنزは経済主体の行動にとっての流動性の重要性に気づいていたと述べている

（Tymoigne[2003]: 537-41）。その根拠としてコモنزが論じた次の2点を挙げている。①借手が負債を減らす場合、借り手企業の流動性選好が借入貨幣量の決定要因となっている。②銀行は貸し出しを行う場合、自行の健全性、流動性、破産可能性を考慮する。だが、①借り手企業の利潤期待が悲観的となり借入を減らす場合を流動性選好で説明するには無理がある。ただし、②銀行が貸し出しを行う場合、準備金不足に陥ることを懸念することを流動性選好で説明するのは可能であろう。したがって、コモنزが流動性選好の重要性に不十分ながらも気づいていたといえるかもしれない。

定化に向けた集合行為である。安定化の時代の重要な事実は、未来性の原則と狭い利潤マージンである。現代の企業は大量の負債に依存している。競争者は債務者であり、無形財産は現代の最も重要な財産である。物価水準の上昇は利潤マージンの拡大をもたらし、需要は完全雇用水準を超えて拡大すれば、1919年のように、物価と賃金のインフレが生じる。逆に、物価水準の下落は利潤マージンの縮小をもたらし、労働需要の減退が起こる。そこで、物価水準の安定化、貨幣と信用の購買力の安定化に向けた運動が起こる。Debt deflationの発生を防ぐとともに、レバレッジに過度に依存した投機を抑制しようという訳である。

コモンズ理論体系の5つの構成要素は、能率、希少性、慣習、統治、未来性である。不確実性（未来性）の中から秩序が生成するという発想を取る。ケインズのように、政府が市場に介入するという構築主義（設計主義：constructivism）の発想は取らない。中央銀行の最後の貸し手機能も、民間銀行組織の中から自生的に生成すると考える。イングランド銀行は、1847年以前には銀行としての利益を優先して行動していたが、47年以降は公共的義務を考慮するようになった。1857年恐慌では公共的義務の原則のもとでイングランド銀行理事は行動した、早期の割引率引き上げで金流出を抑制したのである。（Commons [1934] : 434-8）

このように、イングランド銀行は、法制度なしに公共的責任を自覚して行動した、現代資本主義における最初の偉大な民間の協調行動者であると、コモンズは述べている。

（Commons [1934] : 438）その行動とは、①金準備を守るために割引率を操作することと、②危機の際に貸し出すことである。こうした公共的責任の自覚は、世論の強い圧力の下に生じると彼は考えている。こうした公共的責任の自覚が民間銀行組織の中から生まれるという視点はバジョットにも共通するものである。（Bagehot[1873]Ch.7）

この議論を踏まえて、銀行家資本主義の時代になると、中央銀行の責務として「物価の安定」が加わったとコモンズは論じる。これは、1898年にウィクセルが、そして1911年にフィッシャーが提起した問題であった。そして、連邦準備制度の設立により、この責務の達成が現実のものとなったとコモンズは期待した。連邦準備の金融政策によって物価水準の高騰や下落を抑制することが出来れば、景気循環の振幅も小さくできるようになると彼は考えた。とくに、コモンズが期待したのが、当時の新しい金融政策の手段である公開市場操作であった。

買いオペによって市中銀行に準備を供給できれば、銀行の貸出態度が積極的となり、物価の下落を反転させることができる。逆に、売りオペによって銀行準備を吸収できれば、銀行の貸し出し態度が抑制的となり、物価の上昇を抑制することができる。と彼は考えたのである。（Commons[1927]）だが、この期待は必ずしも実現しなかった。連邦準備の買いオペで市中銀行に準備金を供給したとしても、借入需要が低迷していたり、市中銀行の貸出意欲が低迷していれば、銀行は連邦準備借入れを返済したり、過剰準備を積むことで対応し、銀行貸し出しが増加するとは限らない。この点を、コモンズは主著において認め

るに至っている²⁴。

そして、利潤マージンが消失し、事業者も借りる意思がなく、銀行が信用貨幣を創出しない不況期には、事業者の利潤マージンを確保するための消費需要を創造するためには、政府自身が困窮者救済金として、あるいは公共事業の建設のために政府紙幣を発行することをコモンズは推奨する。これは、不況の底というような非常時に、利潤マージンを確保し信用貨幣の内生的供給を回復させるために、一次的に政府が貨幣を創造し、景気が回復に向かえば回収するという臨時の手段として提起されたものであると考えられる。(Commons [1934] : 589-90)²⁵

5. 2. 無形財産の保護：もう1つの安定化

安定化の集合行為のもう1つの観点は、無形財産の保護である。その1つの例は失業保険制度である。

5. 2. 1. 失業保険制度

失業保険制度の提案には2つの潮流がある。第1の制度が「州基金」(State fund)で、「社会的責任」という理論に依存している。第2の制度が「設立基金」(establishment funds)で、「雇主責任」という理論に依存している。コモンズが支持し、プラン策定に関わったのは第2の提案であった。彼は1921年に原案の策定に関与し、1932年に改訂案がウィスコンシン州で「失業準備金法」として採用された。この制度では、各々の雇い主は自分自身の雇っている従業員にのみ責任を負っており、他の雇主が生み出す失業に責任は負わない。したがって、この法律からは「社会保険」の哲学は排除されていたといえる。(Commons [1934] : 842)

そして、この法律は、失業者の「救済」よりも失業の「予防」に主眼が置かれている。雇主に失業を減らす誘因を与える制度となっている。失業者を出さない雇主は保険料を抛出する必要がなく、逆に、多くの失業を出す雇主は多くの保険料抛出を義務付けられるという仕組みになっていたのである。(Commons[1934] : 873) この制度は、雇主に対して雇用維持のための努力をするように奨励する仕組みであつ。その意味で、雇主に従業員との「共存共栄」(live and let live)を促す制度であった。これは、taxing power (課税権限)ではなく police power (規制権限)の発揮であるとコモンズは言う。

このように、失業保険制度にみられるコモンズの安定化の考え方は、政府が課税によって雇用を維持できる企業から保険金を抛出させ、失業者を救済するという性格のものではなく、企業の雇用維持努力を奨励するという性格のものであつた。企業の雇用維持は goodwill の重視という意味で、企業の長期的な利益に資すると考えられる。この意味で、

²⁴ 「一致協力した通貨政策によって、長い不況からの回復を始めることは困難である。インフレを止めることの方がやさしい。このウィクセル説にすべての経済学者は同意する」。(Commons[1934] : 611)

²⁵ この提案は、現代ではレイなどの MMT の提案に受け継がれている。詳しくは Wray[1998]を参照せよ。

コモنزの失業保険のプランは、労働者の購買力の維持という需要サイドの議論というよりも、goodwillの維持という供給サイドの議論であったと考えられる。

5. 2. 2. Goodwillの保護

無体財産価値の保護のもう1つの例は、goodwillの保護である。1925年にAFL（アメリカ労働総同盟）は生産性上昇に協力するため、賃金引き上げと消費者物価引き下げを主張した。だが、生産性上昇に見合った価格下落があれば、賃金引き上げは利潤マージン縮小を引き起こす²⁶。コモنزの示す代替案は、生産性上昇の下での価格安定で、労働者は高い賃金と短い労働時間で生活水準向上を享受するというものであった。消費者物価下落、失業の代わりに雇用の安定を享受できるという訳である。（Commons[1934]：792-3）

では、具体的にどうすればよいか。コモنزの提案は、発明、特許、暖簾、商標の保護である。発明、特許を保護する法は、生産性上昇の利得を生産者の下に保護する。特許法の機能は次の3つである。①生産者は効率的手段の供給制限ができる。②生産者は生産を増やし、価格引き下げを行うことができる。③特許の期限切れにより、利得を買い手—消費者に移転できる。国家の集会的目的による介入—特許法—は、最初は、生産性上昇の利得を生産者に与え、徐々に消費者に移転していくという効果をもたらすのである。

この発明、特許、暖簾、商標の保護は、「生産性上昇の利得は、最初は、生産者に帰属されるべきである」という倫理的言明である。このことは生産性上昇への誘因を高める効果がある。そして、生産性上昇による時短、利潤と賃金の増加が可能となる。

これは、goodwillを保護することによって現代の企業の最も重要な資産である無形財産価値を保護するということである。こうした公共目的の下で、立法や司法によって、利己的動機に基づく自由を制限するのである。

5. 3. 小括

これまで述べてきたコモنز制度進化論の視座を整理しておこう。

①コモنزは、現代資本主義を無体財産と無形財産の概念で特徴づける。継続する企業活動（going concern）は、無形財産と無体財産を繰り返し創造する過程（無体財産は創造と破壊の過程）であると捉えるのである。そして、無体財産が負担の法の下にある財産であるのに対して、無形財産は機会の法の下にあると、両者の財産としての性格を対比する。

②現代資本主義の取引を構成する2つの財産の性格の違いから景気循環が生まれる、というのがコモنزの景気循環論である。無体財産は債務の期待される将来の支払の現在価値であり、利子は待機の代償である。無体財産価値（名目価値＝制度的価値）は景気変動して物価水準が変わっても変化しない。これに対して、無形財産は将来の販売から期待

²⁶ 1937年の景気後退の際には、生産性上昇を上回る賃上げを製品価格に転嫁できなかったために、ビジネス・コンフィデンスが消失し、投資の減退が起こった。ローズヴェルト政権の賃上げ支持、物価上昇抑制の政策スタンスが影響したと考えられる。詳しくは、柴田[1996]第5章第4節を参照せよ。

できる純所得の現在価値であり、利潤はリスクを冒すことへの代償である。無形財産価値（名目価値=制度的価値）は景気変動、物価変動に伴い激しく変動する。好況期には無形財産価値が無体財産価値を大幅に上回るようになり、債務に依存した投資が拡大する。逆に、不況期には無形財産価値が無体財産価値を下回り、債務に依存した投資は減退する。

③コモンズの景気循環論はウィクセルの景気循環論を組み替えたものである。ウィクセルの場合は、市場利子率と自然利子率の関係から景気循環を説くが、コモンズの場合は利子率と期待利潤率の関係から景気循環を説く。好況（物価上昇）期には、期待利潤率が上昇し実質期待利子率が低下するので、債務に依存する投資、消費が拡大する。不況（物価下落）期には逆に、期待利潤率が低下して場合によっては負の値になる。実質期待利子率は上昇する。その結果、負債に依存する投資、消費は減退する。この議論は、ケインズやミンスキーの景気循環論を先取りし、少し別の観点から論じていたといえる。

④利潤シェア説（利潤ラグ説）に基づく過少消費説に対して、コモンズは「利潤の先取り理論」で反論する。そして、この「利潤先取り」を可能にするのが、債務の譲渡性を支える銀行システムによる信用創造であった。

⑤不況期には賃金削減によってのみ利潤マージンは維持されるという考え方がリカード説であったが、コモンズの反論は、賃金が下落しても製品価格が下落すれば、負債の実質負担は増加し利潤マージンは浸食されるというものであった。このコモンズの古典派批判は、実質負債価値増加の投資・消費削減効果が実質債権価値増加の投資・消費削減効果を上回るという考えに基づく。その意味で、この議論はミンスキーの新古典派批判を先取りしている。後者の論理は、物価下落による実質残高効果（ピグー効果・パティンキン効果）が負債デフレ効果によって相殺されて余りあるというものである。

⑥購買力の安定化は負債デフレ効果を抑制し、景気循環の振幅を小さくするための集合行為の目標であった²⁷。しかし、不況時には内生的貨幣供給は縮小し、期待した中央銀行の金融政策の効果にも限界があった。この限界を一時的に補おうとしたのが国家紙幣発行の提言であった。したがって、貨幣数量説に基づく提言であったとは言えない²⁸。国家による信用貨幣発行の提言である。

⑦安定化のための集合行為のもう1つの観点として、無形財産価値の保護、goodwillの保護を打ち出している点にコモンズ理論の独自性がある。雇主が責任を負う失業保険制度のプランは、第2次大戦後の日本やアメリカでの企業内福祉制度に結実し、企業のgoodwill維持に貢献してきた。発明、特許、暖簾、商標の保護という観点も、生産性の上昇を促進し、無形財産価値を保護し拡大するという意味で有効な提言であった²⁹。

²⁷ 高は、中央銀行は物価の安定だけでなく、資産価格の安定も目標とすべきであるとして、コモンズを批判している。大恐慌前夜、日本のバブル、サブプライム金融危機前夜が物価の上昇ではなく、資産価格のバブルであった点を考慮すると、この批判は考慮に値すると考えられる。高[2013]

²⁸ コモンズによる貨幣数量説批判は、Commons [1950] pp.254-5、を参照せよ。

²⁹ コモンズの金融理論は、無体財産と無形財産の理論なので、企業のgoodwillと密接な関係にある。したがって、コモンズの貨幣・金融の理論は、彼の労使関係の理論と密接に結びついていると言える。この点については、Whalen[1993]の議論が参考になる。

6. プラグマティズムと制度経済学の現代資本主義分析への適用

これまで述べてきたプラグマティズムと制度経済学の視座は、現代資本主義分析にどのように役立つであろうか。

6. 1. 慣習に依存する人間像と慣習の進化

人間は慣習に依存して行動する。慣習への依存に問題が発生すれば、「仮説形成」がコミュニケーションを通じてコミュニティ内で検証され、慣習が組み替えられていく。これが、パースのプラグマティズムに基づく慣習の進化論である。ここでは、慣習を創発する人間の能動性と慣習の共有性が強調されている。この「慣習に依存し慣習を創発する人間像」は制度経済学の基礎をなす。集合的思考習慣・慣行が制度であり、制度が進化する主体である。ここでは、経済人仮説に基づく合理的個人という人間像は批判され、これに代替する「慣習に依存し慣習を創発する人間像」が提起されている。この人間像は、「合理性の限界」と「根源不確実性」に直面する人間の行動原理を説得的に説明する理論モデルとして有効性を持っている。

また、制度進化論は、進化する主体が制度＝集合的思考習慣・慣行であり、制度の創発による組み換えが進化の原動力である点で、遺伝子の複製とそのエラーによって生物は進化すると考える進化生物学とは性格を異にする。

6. 2. コモンズの制度進化論と多様な集団の果たす役割

制度は「個人行動を制御し、解放し、拡大する集合行為 (Collective Action)」である。「制度」は、「合理性の限界」と「不確実性」に直面する我々人間に、義務の調和を通じて期待の一致を保証するもので、経済的、法的、倫理的な性格を持ち、歴史的に進化する。制度経済学は法政治経済学的アプローチをとる。利害の異なる多様な集団間での「義務の調和」によって公共目的に資する制度が生まれ進化する。支配力のある集団の利害を反映する制度や政策であっても、社会全体にとって効用があり倫理的にも正当化できなければ定着はしない³⁰。(Commons[1924]Ch.IX)

このコモンズ制度進化論の視座は、ヒュームの制度進化論を継承したものである。それは、利害の衝突という問題を抱えた多様な人間が、交際と会話（抗争と訴訟）を通じてコミュニケーションを重ね、試行錯誤の末に慣習を生み出し進化させていくという内生的制度生成論であった。その際、コンヴェンション（慣習＝制度）の基礎となるのが、①我々

³⁰ この点が支配的資本の利害に規定された経済政策の採用という唯物史観に基づく宇野段階論の政策論的アプローチとの違いである。Jacoby[1985]序章のSSA（ラディカル派）批判は、コモンズ的な視点からの議論である。ラディカル派は「雇用官僚制」を雇主が支配強化のために「系統的自覚的」に考案したと説くが、ジャコビーは「官僚制的な雇用慣行」を「経営者内部」と「経営者対他集団」という二つの分野で繰り広げられた闘争の所産であると説く。とくに、アメリカ合衆国では中産階級の改良運動が重要な役割を演じたことが強調されている。(Jacoby[1985]訳：30-31頁)

にとって有用性、②他者にとっての有用性、③我々に快い性質、④他者に快い性質、の4つであった。社会全体にとって有用で道理に適ったものでなければならないのである。

6. 3. 無体財産概念と無形財産概念の有効性

コモンズは、現代資本主義を無体財産と無形財産の概念で特徴づける。現代資本主義の取引を構成する2つの財産の性格の違いから景気循環が生まれる、というのがコモンズの景気循環論である。コモンズの景気循環論はウィクセルの景気循環論を組み替えたものである。自然利子率と市場利子率の比較を、利潤率と利子率の比較に変更している。その意味では、ケインズやミンスキーの景気循環論を先取りしていたと言える。

ミンスキーは、資本資産の需要価格（無形財産価値）と供給価格（有形財産の再生産価値）の比較から景気循環を説く。この枠組みは、設備投資の拡大と縮小を説明する論理として有効である。しかし、この枠組みでは、土地や株式のような再生産の対象とはならない資産へ投資をうまく説明することができない。これに対してコモンズの場合、無形財産価値と無体財産価値の比較から景気循環を説く。この議論は、レバレッジに依存した株式投機、土地投機の過熱と崩壊、不良債権の累積による金融恐慌の発生を説明する論理として有効である。その意味で、ケインズやミンスキーの景気循環論と相補的な関係にあると言えるだろう。

6. 4. 過少消費説批判

利潤シェア説（利潤ラグ説）に基づく過少消費説に対して、コモンズは「利潤の先取り理論」で反論する。そして、この「利潤先取り」理論は銀行による信用創造の理論である。この「利潤先取り」理論は、大恐慌が消費の減退からではなく、株式投機の崩壊・金融恐慌の発生から開始されたことにより、その妥当性が確認できる。

利潤シェア説に基づくローズヴェルト政権の対策は、賃上げによる賃金シェアの上昇と消費者物価の引き下げであったが、1937年に利潤マージンの縮小と期待利潤率の低下をもたらした結果、投資が減退したため、失敗に終わった。コモンズの利潤シェア説批判は、37年景気後退によっても妥当性を確認できる。

6. 5. 古典派（リカード）批判

不況期には賃金削減によってのみ利潤マージンは維持されるという利潤マージン論Ⅰ（リカード説）に対するコモンズの批判は、賃金下落しても製品価格が下落すれば、負債の実質負担は増加し利潤マージンは浸食されるというものであった。こうした減らない利子負担を一因とする利潤マージンの浸食は大恐慌期に農業部門だけでなく、製造業部門においても発生していた。（表1）

表 1 製造業法人の利潤マージン		(百万ドル)			
	1929	1930	1931	1932	
①総収入	72,224	60,976	44,108	32,056	
②粗売上	69,236	57,687	41,978	29,078	
③営業コスト	65,814	57,902	43,292	32,485	
④減価償却	2,018	2,057	1,847	1,687	
⑤営業マージン	3,422	-215	-1,314	-3,407	
⑥税	1,161	952	731	647	
⑦利子	712	698	607	540	
⑧総コスト	67,143	59,235	44,465	33,572	
⑨損益マージン	2,093	-1,548	-2,487	-4,494	
⑩課税マージン	2,710	-913	-1,921	-3,947	
⑪金融マージン	2,251	-1,167	-2,045	-4,054	
出所) <i>Statistics of Income</i>					

注) ⑤=②-③、⑧=③+⑥+⑦、⑨=②-⑧、⑩=⑤-⑦、⑪=⑤-⑥

6. 6. 利潤マージン確保と賃金上昇の両立

コモンズは利潤マージン論Ⅱ（ウィクセル説の修正版）を支持する。物価水準が下落せず、安定的に維持されるか、賃金より早い速度で上昇する場合には、賃金の上昇は利潤マージン維持と両立するという説である。生産性上昇、賃金上昇、物価安定あるいは緩やかな上昇により、利潤マージンが維持されるという訳である。

この利潤マージン確保と賃金上昇の両立は 1950 年代、60 年代に日米欧で実現した。労使妥協体制の成功であり、その背後では労働者の交渉力を高めるための労働諸立法の制定があった。利潤マージン確保は無形財産価値の安定化に貢献する。

6. 7. 金融政策による購買力の安定化（安定化のための集合行為Ⅰ）

不安定な現代資本主義を安定化させるための集合行為の 1 つとして、コモンズは金融政策による購買力の安定化を提起した。貨幣（譲渡性のある無体財産）の購買力を安定化させることによって信用インフレと負債デフレを抑制しようという提案であった。だが、この集合行為は大恐慌対策としては成功しなかった。不況時には内生的貨幣供給は縮小し、期待した中央銀行の金融政策の効果にも限界があったからである。国家紙幣発行の提言はこの限界を打開しようとするものであった。この方策の効果は、赤字国債発行による財政市仏の拡大と比較して評価する必要がある。また、安定化のための集合行為としては、ミンスキーが指摘する金融のセーフティネットの確立（預金保険機構を含む最後の貸し手、大きな政府）が重要である。

6. 8. goodwill の保護（安定化のための集合行為Ⅱ）

安定化のための集合行為のもう 1 つの観点として、無形財産価値の保護、goodwill の保護を打ち出している点にコモンズ理論の独自性がある。雇主が責任を負う失業保険制度の

プランは、第 2 次大戦後の日本やアメリカでの企業内福祉制度に結実し、企業の goodwill 維持に貢献してきた。(Jacoby[1997]) 発明、特許、暖簾、商標の保護という観点も、生産性の上昇を促進し、無形財産価値を保護し拡大するという意味で有効な提言であった。無形財産価値の保護は、大恐慌対策として成功であった。goodwill の保護により、有効需要の安定化を実現するだけでなく、供給能力の安定化を実現できる。この観点からの制度進化の提言がケインズ派にはないコモンズ制度経済学の真骨頂であると考えられる。

6. 9. 21 世紀の資本主義分析と今後の課題

プラグマティズムと制度経済学は、21 世紀の資本主義分析にどのように役立つであろうか。

①現代は 1920 年代と同様に既存の制度がうまく機能しない時代である。1930 年代と同様に新しい制度の創発のためのアブダクションが求められている。その中心問題が「雇用の流動化」と「格差の拡大」である。この問題の背景には、「goodwill を尊重する企業経営の衰退」、「福祉国家の行き詰まり」という事態が存在する。こうした事態は、有効需要の伸び悩みと同時に、供給能力の成長率低下の原因となっている³¹。こうした状況を打開するためには、コモンズが 1930 年代に提起した goodwill 保護の制度改革という視点が必要となる。この視点を具体化することが第 1 の課題である。

②現代のもう 1 つの問題は「金融不安定性の拡大」である。この問題については、コモンズが提起した無体財産と無形財産の取引という観点が有効である。goodwill の保護によって無形財産価値の長期的な上昇を促すことも重要であるが、土地や株式を含む無形財産価値の投機的な高騰と暴落といった短期的な変動を抑制することも重要となる。そうであれば、金融政策の目標は購買力の安定化と雇用の確保に留まることでは許されない。一般物価水準が安定していても、地価や株価が信用拡張に支えられて投機的に高騰している場合には、その信用拡張を抑制する仕組みが必要となる。

近年、問題となった住宅抵当債権の証券化も、コモンズが提起した「無体財産の譲渡性拡大」による無形財産化という観点によって有効に分析することが可能となる³²。また、「民間業者による証券化」は簿外取引（シャドーバンキング）と結びつくことによって無限の信用創造を可能にする不安定な仕組みであった点が重要である。住宅抵当債権は証券化によって売却されれば銀行のバランスシートから消え去り、自己資本や準備金を積み立てる必要がなくなる。住宅抵当貸付の結果産み出された預金債権は預金類似資産（レポ債権や MMMF 出資金）に転換され、証券化商品を保有するシャドーバンクが発行する ABCP

³¹ サブプライム金融危機からのアメリカ景気回復の立ち遅れの要因は、①潜在成長率の低迷と、②有効需要不足であった。①のうちの 1 つの要因が、失業の長期化による潜在雇用成長率低下であった。柴田[2016a] p.14

³² 寺川・柴田[2013]では、住宅抵当債権の証券化による譲渡性の拡大が法的不確定性を生み出す点が指摘されている。「誰がリスクを負担するのか」、「誰が損失を負担するのか」という問題である。ここでは、コモンズの法政治経済学的アプローチが有効となる。

などに運用される。こうして、自己資本や準備金をほとんど積む必要のない住宅抵当貸付（信用創造）が継続することになる。

だが、信用力の低い住宅抵当債権の不良債権化が拡大し始めると、この無限の信用創造拡大システムは機能不全に陥る。簿外勘定で増加する不良債権が銀行の簿内勘定に戻り、銀行は準備金不足と自己資本不足の直面することになる。その結果、FRBは流動性供給の拡大を余儀なくされ、連邦政府は公的資本投入を余儀なくされたのである³³。

以上のように、住宅抵当債権の証券化による譲渡性の拡大は、住宅抵当貸付の対象者拡大に貢献したが、自己資本や準備金をほとんど積む必要のない信用創造を可能にする仕組みであった。その結果、金融不安定性が拡大し、セーフティネットの拡充がもたらされた。この不安定化する資本主義を安定化するためのセーフティネット拡充が、投機の拡大を促し資本主義を不安定化するという悪循環の中に我々は生きていけると言える。この悪循環を断ち切るための制度改革の試みの1つがドッド・フランク法（金融規制改革法）であった。「規制緩和と救済拡充」の制度を「規制と限定された救済」の制度に組み替えようとする試みであった。トランプ共和党新政権は、この制度改革の方向性を「規制緩和」の方向に逆転させようとしているように見える。コモンズ＝ミンスキーのポストケインジアン制度主義の視点から、金融不安定性拡大に関する現状分析と制度改革の提言を行うことが第2の課題である。

③金融不安定性の制度分析と制度改革の提言のためには、貨幣・信用理論の再構築が必要である。近年、通説である商品貨幣説を批判し、代替説を提起する議論が盛んである。国家と銀行の債務＝信用貨幣の存在を重視し、信用貨幣の背後に国家の法制度の存在を前提するカルタリストたちの議論である³⁴。コモンズの信用論を踏まえて古今東西の貨幣論を再検討し、独自の貨幣論を構築すること、これが第3の課題である。

参考文献

Bagehot, W., *Lombard Street*, 1873

Barnard, C.I. [1938], *The Function of the Executive*, Harvard University Press (C・I・バーナード [1968]著、山本安治郎・田杉競・飯野春樹訳『新訳 経営者の役割』ダイヤモンド社)

Commons, J.R. [1924], *Legal Foundation of Capitalism*, Macmillan Company.

Commons, John R. [1925], *Reasonable Value*.

Commons, John R. [1927], "Price Stabilization and the Federal Reserve System," *The Annalist* 29: April :459-62.

Commons, J.R. [1934], *Institutional Economics: Its Place in Political Economy*, Macmillan Company.

³³ 詳しくは、柴田・岩田 [2016] を参照せよ。

³⁴ 代表的な論者の議論の一部は Wray [2004] に収録されている。

- Commons, John R. and John B. Andrews [1936], *Principles of Labor Legislation*, Fourth Revised Edition.
- Commons, John R. [1937], “Capacity to Produce, Capacity to Consume, Capacity to Pay Debts,” *American Economic Review* 27, December : 459-62.
- Commons, John R. [1950], *The Economics of Collective Action*, Macmillan: New York
- Davidson, Donald [1984], *Inquiring into the Interpretation*, Oxford University Press
- Hume, David[1975], *Enquiries Concerning Human Understanding and Concerning the Principal of Morals*, with Introduction and Analytical Index by L.A. Selby-Bigge, Oxford University Press, Third edition. (D・ヒューム[2004]、斎藤繁雄・一ノ瀬正樹訳『人間知性研究』法政大学出版局、D・ヒューム[1993]、渡部峻明訳『道德原理の研究』哲書房)
- Hume, David[1978], *A Treatise of Human Nature*, Reprinted from the original edition, edited by L.A. Selby-Bigge, Oxford, Clarendon Press, second edition. (D・ヒューム[1948][1949][1951][1952]著、大槻春彦訳『人性論』(一)(二)(三)(四)、岩波書店)
- Jacoby, S.M.[1985], *Employing Bureaucracy*, (S.M.ジャコービィ[1989]著、森果他訳『雇用官僚制』北海道大学図書刊行会)
- Jacoby, S.M. [1997], *Modern Manors, Welfare Capitalism since the New Deal* (S.M.ジャコービィ[1999]著、内田一秀他訳『会社荘園制』北海道大学図書刊行会)
- Keynes, J.M. [1936], *The General Theory of Employment, Interest and Money*, Macmillan Company.
- Lakatos, Imre[1978], *The Methodology of Scientific Research Programmes : Philosophical Papers Volume I* (イムレ・ラカトシュ[1986]著、村上陽一郎・井山弘幸・小林一傳司・横山輝雄共訳『方法の擁護』新曜社)
- Lewis, David [1969], *Convention : a philosophical study*, Harvard University Press.
- Lewis, David [1969], “Languages and language”, In *Minnesota Studies in the Philosophy of Science*, volume 7, pages 3–35. University of Minnesota Press, Minneapolis,
- Locke, John[1965], *An Essay Concerning Human Understanding*, edited with an introduction by John W. Yolton, vol.1, Everyman’s Library, 1961, revised edition, 1964-5 (大槻春彦訳『人間知性論』岩波書店、1972、1974、1976、1977年)
- Minsky, H.P., John Maynard Keynes, 1975
- Nelson, R.R. and S.G. Winter [1982], *An Evolutionary Theory of Economic Change*, President and Fellows of Harvard College (リチャード・R・ネルソン/シドニー・G・ウィンター[2007]著、後藤晃/角南篤/田中辰雄訳『経済変動の進化理論』慶應義塾大学出版会)
- Peirce, C.S. [1932], *Collective Papers of Charles Sanders Peirce* (ed. by Charles

- Hartshorne and Paul Weiss), *Vol. II. Elements of Logic*, Harvard University Press.
- Peirce, C.S. [1934], *Collective Papers of Charles Sanders Peirce* (ed. by Charles Hartshorne and Paul Weiss), *Vol. V. Pragmatism and Pragmaticism*, Harvard University Press.
- Peirce, C.S. [1935], *Collective Papers of Charles Sanders Peirce* (ed. by Charles Hartshorne and Paul Weiss), *Vol. VI. Scientific Metaphysics*, Harvard University Press.
- Polanyi, Michael [1966], *The Tacit Dimension*, Routledge & Kegan Paul Ltd.
(マイケル・ポラニー [1980] 著、佐藤敬三訳『暗黙知の次元 言語から非言語へ』紀伊国屋書店)
- Popper, K.R.[1963], *Conjectures and Refutations : the growth of scientific knowledge*, Routledge (K・M・ポパー[1980] 著、藤本隆志他訳『推測と反駁：科学的知識の発展』法政大学出版局)
- Quine, W. V. O. [1964], *Word and Object*, the MIT Press (W. V. O. クワイン [1984] 著、大出晃・宮館恵訳『言葉と対象』勁草書房)
- Quine, W. V. O. [1980], *From a Logical Point of View : 9 Logico-Philosophical Essays*. Second Edition, Revised. With a New Forward (W. V. O. クワイン[1992] 著、飯田隆訳『論理的観点から 論理と哲学をめぐる九章』勁草書房)
- Sebeok, T.A. & Jean Umiker-Sebeok [1980], *"You Know My Method" : A Juxtaposition of Charles S. Peirce and Sherlock Holmes*, Gaslight Publications (T. A. シビーオク + J. ユミカー=シビーオク [1981] 著、富山太佳夫訳『シャーロック・ホームズの記号論 - C. S. パースとホームズの比較研究 -』岩波書店)
- Simon, H.A.[1982], *Reason in Human Affairs*, Stanford University Press (H. A. サイモン [1987] 著、佐々木恒男・吉原正彦訳『意志決定と合理性』文眞堂)
- Tymoigne, Eric [2003], "Keynes and Commons on Money", *Journal of Economic Issues*, Vol. XXV II No.3, September 2003
- Tymoigne, E. and Wray, L.R. [2013], "Modern money theory 101: a reply to critics," Working Paper No. 778, Levy Economics Institute of Bard College, Annandale-on-Hudson, NY, November.
- Whalen, C.J.[1993], "Saving Capitalism By Making It Good: The Monetary Economics of John R. Commons", *Journal of Economic Issues*, Vol. XXVII, No.4, December.
- Whalen, C.J.[2012], "Post-Keynesian Institutionalism after the Great Recession", Working Paper No.724, Levy Economics Institute, May.
- Wray, L.R. [1998], *Understanding Modern Money: The Key to Full Employment and Price Stability*, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.
- Wray, L.R., ed. [2004], *Credit and state theories of money : the contributions of A.*

Mitchell Innes, Cheltenham, U.K.: Edward Elgar.

- 桂木隆夫[1988]『自由と懐疑：ヒューム法哲学の構造とその生成』木鐸社
- 黒田亘[1992]『行為と規範』勁草書房
- 高英求「J.R. コモンズの通貨管理論—利害対立と公正—」(『貿易風—中部大学国際関係学部論集』第8号, 2013年4月)
- 柴田徳太郎『大恐慌と現代資本主義』東洋経済新報社、1996年
- 柴田徳太郎[2010]「『見えざる手』と『コンヴェンション』—スミスとヒュームの秩序生成論—」東京大学『経済学論集』第75巻第4号
- 柴田徳太郎[2012]「『慣習』に依存し『慣習』を『創発』する人間像—ヒューム・パース・コモンズ・ケインズの慣習論—」東京大学『経済学論集』77巻4号
- 柴田徳太郎[2015]「『コモンズとケインズ, ミンスキーの景気循環論と段階論について』進化経済学会第19回全国大会(於:小樽商科大学)2015年3月22日
- 柴田徳太郎[2016a]「世界経済危機の背景とその後の世界」(柴田編著[2016]序章)
- 柴田徳太郎[2016b]「無体財産と無形財産の法政治経済学—J・R・コモンズの信用循環論の検討」進化経済学会「制度と統治」部会報告(2016年10月2日:日本大学)
- 柴田徳太郎編著[2016]『世界経済危機とその後の世界』日本経済評論社、3月
- 柴田徳太郎・岩田佳久[2016]「住宅金融の証券化と信用創造」(柴田編著[2016]第1章)
- 寺川隆一郎[2006a]「コモンズ経済思想の方法(第1回)—ジョン・ロックの方法」, 松原ゼミ・ワーキング・ペーパー・シリーズ2: 21-30.
- 寺川隆一郎[2006b]「コモンズ経済思想の方法(第2回)—コモンズの知識論」, 松原ゼミ・ワーキング・ペーパー・シリーズ3: 40-52.
- 寺川隆一郎・柴田徳太郎[2013]「住宅抵当債権の証券化と法の不確実性の問題—J.R. コモンズの観点から—」(東京大学『経済学論集』第79巻第3号、2013)10月)
- 中野剛志[2011]「バック・トゥ・ザ・フューチャー—現代におけるヒュームの政治経済学的意義」『思想』No. 1052. 12月、岩波書店
- 夏目漱石[2000]『行人』岩波書店
- 新井田智幸[2017]、「ソースティン・ヴェブレンの制度理論と人間本性論」東京大学大学院経済学研究科課程博士論文、1月21日.